

# 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び  
会社法施行規則第 189 条に基づく開示書面)

2026 年 9 月 1 日

株式会社名鉄百貨店  
名古屋鉄道株式会社

2026 年 9 月 1 日

**吸収分割に係る事後開示書面**  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び  
会社法施行規則第 189 条に基づく開示書面)

名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 1 号  
株式会社名鉄百貨店  
代表清算人 陶山 貴

名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号  
名古屋鉄道株式会社  
代表取締役 高崎 裕樹

株式会社名鉄百貨店(以下「分割会社」といいます。 )及び名古屋鉄道株式会社(以下「承継会社」といいます。 )は、2026 年 7 月 24 日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約(以下「本分割契約」といいます。 )に基づき、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、分割会社の営む商品券事業(以下「対象事業」といいます。 )に関する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。 )を行いました。よって、会社法の定めに従い、以下のとおり本件吸収分割に係る事後開示をいたします。

記

**1. 吸収分割が効力を生じた日**

本件吸収分割の効力発生日は、2026 年 9 月 1 日です。

**2. 吸収分割会社における手続の経過**

(1) 差止請求手続の経過

本件吸収分割に関して、会社法第 784 条の 2 の規定による差止請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

当社が分割会社の全株式を保有していたため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続の経過

分割会社は 2026 年 7 月 28 日付官報及び電子公告により、同社の債権者に対し公告を行いましたが、所定の期間内に異議申述を行った債権者はありませんでした。

**3. 吸収分割承継会社における手続の経過**

(1) 差止請求手続の経過

本件吸収分割は簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

本件吸収分割は簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続の経過

承継会社は、2026 年 7 月 28 日付官報及び電子公告により、同社の債権者に対し公告を行いましたが、所定の期間内に異議の申述はありませんでした。

**4. 吸収分割により承継した重要な権利義務に関する事項**

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2026 年 9 月 1 日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、対象事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

**5. 変更の登記をした日**

本件吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2026 年 9 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

**6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項**

本件吸収分割に際して交付する対価

承継会社は、本分割契約に基づき、本件吸収分割の対価として、分割会社に対し、5,597,329 円の金銭を交付いたしました。

以 上